

鹿児島工業高等専門学校専攻科の特別研究指導教員に関する申合せ

1. 特別研究指導教員の役割

特別研究指導教員の役割は次のとおりとする。

- (1) 専攻科生の特別研究論文の作成に関する指導
- (2) 大学評価・学位授与機構に提出する学修成果報告書の作成に関する指導
- (3) 授業科目の履修に関する指導
- (4) 学会発表の指導

2. 特別研究の指導を複数で行う場合の取扱い

特別研究の指導を複数で行う場合は、主特別研究指導教員と副特別研究指導教員を決定するものとする。ただし、副特別研究指導教員には、大学評価・学位授与機構における授業担当者の資格審査に合格した者又は鹿児島工業高等専門学校に所属する教員で「専攻科における特別研究指導教員及び授業担当教員の資格基準」第3条に規定する授業担当教員の資格を有すると認められた者であり、かつ、主特別研究指導教員と同系統の専門分野であると専攻科委員会において認められた者を充てることができる。

なお、特別研究の評価にあたっては、主特別研究指導教員が行うものとする。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。